

も、民生の対策不足の9割近くが機器の効率改善、住宅の効率改善の不足である。

大型プラズマテレビ、電気温水器など電力多消費家電や住宅の販売宣伝の一方で、家庭での削減を強調するのでは、政府の方針として一貫性を欠く。政府としては、省エネ機器を選ぶも選ばないも自己責任であるとか、住宅も機器もいろいろと責任を回避するのではなく、市場に省エネ家電、省エネ住宅が供給され、自然に普及する政策をとることが必要。

家庭の削減はストックの省エネ効率に大きく依存しているため、これらの対策の遅れによって家庭の対策強化が年々厳しくなっている。

政策で対策量を担保できない対策は削除すべき。国民各階各層の更なる努力分は、ガス毎の対策に振り分け、削減量としてカウントしないこととするのは、目標達成のための大綱として当然である。

- 家庭の排出の90年比からの削減は非現実的であり、増加抑制目標を設定すべきである。
- 省エネ住宅、省エネ機器しか供給されない政策を緊急にとるべきである。
 - ・炭素税を導入し、対策をあとおしすべき。
 - ・新築住宅の省エネ規制を導入すべき。また、基準を満たさない住宅には住宅金融公庫融資を行うべきではない。
 - ・機器規制を拡大強化すべきである。特にテレビのうちプラズマテレビ、液晶テレビ、デジタル放送用テレビについて規制を導入すべきである。規制更新時期は行政の裁量ではなく3年ごとに自動的に見直すなどと定めるべき。
 - ・省エネ性能ラベルを商品にはることを義務づけるべきである。規制対象外の同種の機器についても暫定的にラベルをはるべきである。例えばテレビはブラウン管テレビの基準があるので、プラズマテレビ、液晶テレビ、デジタル放送用テレビについても同型ブラウン管テレビの規制値を導入すべき。また、他の商品情報の表示（値段を含む）は省エネ性能ラベルの大きさを超えてはならないこととすべき。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の対策・施策の強化

- ・ガスごとの対策とすることは適切。
 - ・政策で対策量を担保すべき。担保できない対策は量を削除すべき。
- セメント自然減だけでも1.7%削減
 - 廃棄物対策は減量対策を優先すべきで、廃棄物焼却施設を建設することを優先的に対策に入れることは不適。

(3) 代替フロン等3ガスの対策・施策の強化について

当該ガスの目標は精査中とのことだが、大綱の目標は6ガス比2%増（当該ガスで50%増だが、現状で50%減）になっており、6ガスで95年比2%削減を確保すべき。

代替フロンは強い温室効果をもつもので、管理可能な製造部門での管理が重要。管理が困難な民生運輸部門にも使用し、しかもフロンスプレーに代表される非常識な用途も容認しながら、「責任ある使用」を消費者に求めるのでは、政策として無責任。

「責任ある使用」でなく、大気放出用途は脱フロンとすべき。HFCスプレーや遊技銃はただちにノンフロン化のために、製造輸入販売を禁止すべき。また、MDI（喘息等対応）は薬事法の手続きがあるものの期限を決めてノンフロン化すべきである

冷媒も大量生産大量回収ではなく、期限を決めて自然冷媒に転換すべきであり、代替品がある家庭用冷蔵庫、給湯器、業務用冷凍空調機器であり、カーエアコン、家庭用エアコンも期限を決めて脱フロン化すべき。

回収破壊は事業者責任で行うことが大前提となるべき。

削減量を政策で担保すべきで、業界の自主的取組み依存では政府の政策として責任回避である。

○漏洩規制をトップランナー規制で実施する。

- ・ HFC等製造工場の漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ 冷媒関係機器製造工場の漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ HFC23漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ 冷媒使用機器の漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ 電子部品その他の洗浄設備の漏洩規制基準設定（密閉系を前提にトップランナー規制。開放系は使用禁止）
- ・ 半導体液晶製造設備の漏洩規制基準設定（除害装置設置を前提にトップランナー規制）
- ・ 絶縁ガス使用機器製造工場の漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ 絶縁ガス使用機器の漏洩規制基準設定（トップランナー規制）
- ・ 機器廃棄時の回収規制基準設定（トップランナー規制）

○ 機器管理規定の新設

- ・ HFC等3ガスを使用する機器は全て使用期間と管理責任者を定め、期間終了後はメーカーが引き取ることとする。

○ フロン税の導入

- ・ HFC等3ガスの製造輸入で課税（排出ではない）。炭素税額と同じ税率とする。【注：回収しても返還しない】

○ フロンラベルの貼付

- ・ ノンフロン製品にはラベルをはることを認めるべき
- ・ HFC等3ガスを含む商品、製造時に使用した製品には警告ラベルをはるべき。警告ラベルが目立つように、貼られた警告ラベルの最大の文字の大きさを超える店頭広告を

- ・ 禁止すべき。
- 事業所ごとの排出量公表制度の導入
 - ・ 事業所ごとに物質別製造量（副生成量を含む）、購入量、保有量、出荷量、排出量、移動量（廃棄量）を報告させ、公表すべき。また、業種ごとに漏洩率を比較可能な形で公表し、優良企業を応援すべき。

2. 「5. 対策・施策の実施体制」について

- 温暖化対策に逆行する政策をやめさせ、効果的な政策を選択、策定、推進していくための実施体制が必要である。経済開発政策に対する環境政策の優位を確認することが必要。
- 規制や基準の実行を担保するため、租税特別措置において規制・基準の遵守証明書の添付を求めることがいかがか。
- 行政の率先実行は当然であり、調達や使用する運輸でトップランナーを用いることとすべき。

3. 「6. 追加対策・施策による削減効果」について

削減目標について変更すべき。

・ ガスごとの削減

エネルギー起源 CO₂

革新的技術と国民の行動の 2% 削減分を統合して 2% 削減とすべき

非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素

ガスごとに区分するとして、その総枠はセメント生産自然減で 1.7% 削減が可能である。

HFC 等 3 ガス

ガスごとに区分するとして、その総枠は現状で 2% 削減を実現しているので、それを確保すべき。

また、HFC、PFC、SF₆ がそれぞれ現状を超えないようにすべき。

・ エネルギー起源 CO₂ の部門毎の内訳

エネルギー転換は 21% 以上の削減とすべき

産業部門は最低でも 13% 以上の削減とすべき

民生運輸はあわせて 12% 増加の抑制目標とすべき

(理由)

エネルギー起源 CO₂ 以外は既に減少している。今後の増加を容認せず、一層削減させることとすべきである。

エネルギー起源 CO₂ 内は、(1) 生産減にある産業と、世帯数や床面積の増加など活動量増加の民生運輸とではそもそも目標の性質が異なること、(2) ストックの省エネ性能改善が主要な対策になる民生・運輸での目標の強化は、結局は産業での省エネ建築・製品供給を強化する対策によるものであり、その政策が遅れていることから、民生・運輸での削減が困難になっていることなどから、削減量の組み替えが必要となっている。

革新的技術と国民の行動による対策は、そもそも基準年排出量がない区分であり、家庭部門などでの削減と区別することができないうえ、削減量とされたものも希望的期待値であって、部門毎に組み込むのではなく、2%枠をエネルギー起源 CO₂ に組み込んだ上で廃止すべきである。

4. 「おわりに」について

「はじめに」においてもそうであるが、温暖化の進行と確実な削減対策の緊急性を強調し、大綱の見直しを契機として、総合的環境政策、科学的合理的効果的対策への転換を図る決意を示すべきである。